

流山市農業委員会  
令和5年第3回  
総会議事録

令和5年3月10日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会令和5年第3回総会議事録

- 1 期 日 令和5年3月10日(金)
- 2 場 所 流山市役所301会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 11番 山崎 日出男  
1番 矢口 優子
- 5 出席農業委員(委員12名)
  - 1番 矢口 優子
  - 2番 池田 操代
  - 3番 金子 文雄
  - 4番 鈴木 亨
  - 5番 金子 孝博
  - 6番 中嶋 清
  - 7番 小菅 康男
  - 8番 染谷 一嘉
  - 9番 石井 保
  - 10番 岡田 長政
  - 11番 山崎 日出男
  - 12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員0名)
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員4名)
  - 1地区 藍川 治助
  - 2地区 小林 常男
  - 1地区 染谷 文夫
  - 2地区 森田 元彦
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)
- 9 書記名 事務局会計年度任用職員 齊藤 恒夫
- 10 事務局 事務局長 恩田 一成  
事務局次長 染谷 晃  
事務局主査 野口 翔子  
事務局主事 小田 嵩
- 11 会議目次
  - 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について ..... 1
  - 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) ..... 3
  - 議案第12号 農用地利用集積計画の決定について ..... 8
  - 議案第13号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて ..... 12
  - 報告第6号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について ..... 16
  - 報告第7号 合意解約の通知について ..... 17
  - 報告第8号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について ..... 17
  - 報告第9号 転用許可に伴う工事完了の報告について ..... 18
  - 報告第10号 農地所有適格法人報告書の提出について ..... 19
  - 報告第11号 専決処理の報告について ..... 19

**▲開会 午後3時3分**

**○水代会長** それでは、ただ今から令和5年第3回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**○水代会長** 異議なしと認めます。

11番 山崎委員、1番 矢口委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤会計年度任用職員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

染谷次長。

**◎染谷次長** お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第13号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」までの4議案について、御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第6号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第11号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしく御願い申し上げます。

**○水代会長** ただいまの説明につきまして、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

**○水代会長** なしと認めます。

**○水代会長** これより議事に入ります。

議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

**◎染谷次長** 議案書の1ページを御覧ください。

議案第10号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和5年3月10日提出

今月の申請は4件です。

始めに、議案1番と2番は、権利者が同一のため一括して御説明いたします。

権利者は、流山市上新宿新田の方で職業は農業です。

申請地は、上新宿の畑3筆 合計面積1,996平方メートルです。

申請事由は、経営規模拡大のため、売買にて所有権を取得するものです。

議案案内図は、1ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案3番の権利者は、流山市上貝塚の方で職業は兼農です。

申請地は、桐ヶ谷の畑1筆 面積790平方メートルです。

申請事由は、経営規模拡大のため、売買にて所有権を取得するものです。

議案案内図は、2ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案4番の権利者は、流山市大畔の方で職業は農業です。

申請地は、大畔の畑1筆 面積1,179平方メートルです。

申請事由は、経営意欲向上のため、贈与にて所有権を取得するものです。

議案案内図は、3ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は4件です。

本案については、現地調査および権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

始めに、1番と2番は権利者が同一のため一括して御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の北西約1.2キロメートルに位置している畑3筆で、合計面積1,996平方メートルです。

申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、1坪あたり51,000円とのことでした。

申請地の畑は、投影している写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約1.7ヘクタールで農業従事者は4名です。

今後、申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということです。

次に3番について 御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の西約1.2キロメートルに位置している畑1筆で、面積は

790平方メートルです。

申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、1坪あたり40,000円とのことでした。

申請地の畑は、投影している写真のとおり休耕の状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約1.7ヘクタールで、農業従事者は3名です。

今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

次に4番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線流山おおたかの森駅の北西約1.2キロメートルに位置している畑1筆で、面積は1,179平方メートルです。

申請理由につきましては、農業後継者育成のため、贈与により所有権を取得するものです。

申請地の畑は、投影している写真のとおり、耕起済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約3ヘクタールで、農業従事者は4名です。

今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保および農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第10号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の2ページを御覧ください。

議案第11号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)  
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和5年3月10日提出

今月の申請は、5件です。

始めに、議案1番の権利者は、流山市西初石三丁目に所在する社会福祉法人です。

申請地は、美原二丁目の畑2筆 合計転用面積802.03平方メートルです。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は障害者就労支援施設を建築するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の5ページと6ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案2番の権利者は、松戸市に所在する法人です。

申請地は、駒木台の畑5筆 合計転用面積3,489平方メートルです。

権利の種類は所有権の移転で、転用目的は販売用の車両置場とするものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の7ページと8ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案3番と4番は、権利者が同一のため一括して御説明いたします。

権利者は、流山市上新宿新田にお住まいの方です。

申請地は、上新宿の畑3筆 転用面積1,105.10平方メートルです。

権利の種類は所有権の移転で、転用目的は農業従事者用住宅を建築するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の9ページと10ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案5番の権利者は、松戸市に所在する法人です。

申請地は、桐ヶ谷の畑4筆 合計転用面積668.54平方メートルです。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は障害者の共同生活援助施設であるグループホームを建築するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の11ページと12ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○**水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○**山崎委員長** 議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが5件です。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

始めに、1番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の北西約700メートルに位置し、『前面道路に水道管、污水管が埋設されており、おおむね500メートルの範囲に2つ以上の公共・公益的施設が存在する農地』として、第3種農地と判断いたしました。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は障害者就労継続支援施設を建築しようとするものです。

権利者は、流山市西初石に本拠を置く社会福祉法人です。

事業内容は、関連法人も含め、放課後等デイサービスや通所介護事業等を行っています。

申請理由については、新たに障害者就労継続支援施設を建築するにあたり、事業の一環として農作業を行うため、近隣に農地が点在する適地を求めていたところ、地権者の協力が得られたため、今回、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。木造2階建ての就労継続支援を行うための施設を建築する計画です。

土砂等の流出対策については、隣接地との境界にコンクリートブロックによる土留めとフェンスを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は地下浸透貯留槽を設置し、オーバーフロー分は前面道路の側溝に排水する計画とし、污水は前面道路の既設污水管に接続する計画とのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真の通りで、申請地周辺につきましては、北側は畑、東側は道路、南側は宅地、西側は山林となっています

次に、資金計画ですが、賃料は年間約350万円、整地費や建設費等が約4,230万円で、金融機関発行の残高証明書と融資に関する書面が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

続いて、2番について御報告いたします。

2番につきましては、ヒアリングに先立ち、申請関係者より、設計の変更を行いたく、図面等を再度提出し直したのちに、審議いただきたい旨申し出がありました。

続いて、3番と4番についてですが、権利者が同一のため一括して御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の北西約1キロメートルに位置し、周囲は西初石などの市街化区域に近接した小規模な畑や住宅が混在している地域です。

そのため、『宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地で、おおむね10ヘクタール未満の農地』であるため、第2種農地と判断いたしま

した。

権利の種類は売買による所有権移転で、転用目的は農業従事者の住宅および農業用施設を建築しようとするものです。

権利者は、流山市上新宿新田にお住まいの方で、年齢は95歳です。

申請理由ですが、権利者は現在、上新宿新田にお住まいで、農業を営んでいますが、今回、上新宿に農地を追加で取得すると併せて、農業経営の拠点を移すことを考え、農業従事者用住宅と農業用施設を、農地の隣に建築するために申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

木造平屋建ての住宅と、付属施設として農業用倉庫及び車庫を建築する計画です。

土砂等の流出対策については、隣接地との境界にコンクリートブロックによる土留めを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は浸透ます等に集水し、汚水は合併浄化槽にて処理後、道路の既設U字溝に排水するとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、東側の一部は住宅、南側は道路となっており、その他は畑となっています。

次に、資金計画ですが、土地価格は約1,700万円、建設費が約1億2,700万円で、自己資金で賄うとのこと、金融機関の残高に関する書面が添付されています。

他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

続いて、5番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の西約1.2キロメートルに位置し、周囲は若葉台などの市街化区域に近接した、小規模な畑や住宅が混在している地域です。

そのため、『宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地で、おおむね10ヘクタール未満の農地』であるため、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は共同生活援助事業所であるグループホームを建築しようとするものです。

権利者は、松戸市に本店を置く株式会社で、平成18年に設立されており、事業内容は、小規模保育事業やグループホーム等の運営です。

申請理由については、市内在住の障害者が、親の高齢化等によっても安心して生活できる居住施設の必要性が高まる中、施設用地を求めていたところ、十分な広さを確保した用地として地権者の協力が得られたことから、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

木造2階建てのグループホームを建築する計画です。

土砂等の流出対策については、隣接地との境界にコンクリートブロックによる土留めとフェンスを設置し流出を防ぐ計画です。



また、排水対策については、雨水は地下浸透貯留槽を設置し、オーバーフロー分は前面の拡幅する道路の側溝に排水する計画とし、汚水は合併浄化槽にて処理後、同じく前面道路の側溝に排水するとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は道路、東側の一部は畑、それ以外は宅地となっています。

次に、資金計画ですが、賃料は年間約110万円、整地費や建設費等が約1億3,000万円で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

以上、1番および3番から5番については、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づいて審査を行ったところ、許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

また、2番については、申請関係者からの申し出を受け、全会一致をもって『継続審議』という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

私から1点お聞きしますが、2番の案件についてですが、継続審議の理由は何ですか。

○山崎委員長 小委員会のヒアリング時に申請者側から事業計画の変更をしたいという申出があり、継続審議といたしました。

○水代会長 はい、他に質問ございませんか。

◆第10番（岡田委員） 2番についてですが、近隣の自治会への事業説明はあったのですか。

◎事務局（染谷次長） 近隣の農地所有者には、事業計画説明はするのですが、近隣の自治会等には説明はしていません。

農地法上は、近隣への説明は必要ありません。

あくまでも周辺の農地への影響を考慮するものですので、近隣への説明は必ずしも要しないものです。

◆第10番（岡田委員） 実は自治会から私の方に、どの事業者がどのような農地転用を行うのか聞かれたんですよ、すぐ南側には自治会館もありますので。

◎事務局（染谷次長） 今回の車両置場は、特に開発（行為）でもなく、都市計画法にも該当しないものですので、近隣者への説明は必要ありません。

ただし、事業計画がしっかり固まった段階で地元には説明はするように事務局か

ら事業者に話したいと思います。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

私からもう1点お聞きしますが、3番と4番についてですが、これは農業用の施設ですか、農家の自宅ですか。

◎事務局（染谷次長） この案件は、上新宿新田にお住いの方が、その土地を離れて農業と住まいの拠点を上新宿に移す内容で、農地法第3条で農地を取得すると同時に、農地法第5条により住宅を建てるという農地転用計画になります。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

（なしの声あり）

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号の1番および3番から5番については許可することに、また2番については継続審議とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第11号の1番および3番から5番については許可することに、2番については継続審議とすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 続いて議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第12号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和5年3月10日提出

今月の申請は、新規が3件、更新が10件です。

始めに、議案1番から3番及び12番の権利者が同一ですので、一括して御説明いたします。

権利者は、流山市南にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、中野久木の田1筆、小屋の田9筆、平方の田1筆の計11筆で、合計面積10,709平方メートルです。

利用権の設定期間は、1番から3番が新規により6年間、12番が更新により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、13ページから15ページ及び21ページにご覧いただけますので、併せて御参照ください。

次に、議案の4番から7番は、権利者が同一のため一括して御説明いたします。

権利者は、流山市西深井に本店を置く法人です。

対象となる農地は、西深井の畑6筆 合計面積5,058平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、16ページと17ページにございますので、併せて御参照ください。

続いて、議案の8番の権利者は、流山市西深井にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の畑4筆 合計面積2,401平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、18ページにございますので併せて御参照ください。

続いて、議案の9番の権利者は、流山市西深井にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の畑2筆、合計面積1,242平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、18ページにございますので併せて御参照ください。

続いて、議案の10番の権利者は、流山市西深井にお住まいの方で、職業は兼農です。

対象となる農地は、西深井の田2筆、合計面積862平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により10年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、19ページにございますので併せて御参照ください。

続いて、議案の11番の権利者は、流山市深井新田にお住まいの方で職業は兼農です。

対象となる農地は、平方の田1筆、面積1,024平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、20ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案の13番の権利者は、流山市中にお住まいの方で職業は兼農です。

対象となる農地は、古間木の畑1筆、面積1,998平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、22ページにございますので併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が3件、更新が10件です。

始めに、1番から3番および12番は権利者が同一のため、一括して報告いたします。

1番から3番については新たに6年間、12番については引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は61歳です。

農業従事者は3名で、農業従事日数は365日です。

申請地につきましては、写真のとおりで、稲刈済みの状態でした。

次に、4番から7番は権利者が同一のため、一括して報告いたします。

4番から7番については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者は西深井に本店を置く農地所有適格法人です。

農業従事者は4名で、農業従事日数は220日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に、8番ですが、本件については、相手を変更して6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は41歳です。

農業従事者は3名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおりで、作付け済みの状態でした。

次に、9番ですが、本件については、相手を変更して6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で、年齢は64歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は220日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に、10番ですが、本件については、引き続き10年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は兼農で、年齢は52歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は150日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

次に、11番ですが、本件については引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は兼農で、年齢は82歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は150日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

12番については、前述のとおり1番から3番のところ御報告したものです。

次に、13番ですが、本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で、年齢は68歳です。

農業従事者は4名で、農業従事日数は250日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

**○水代会長** ありがとうございます。

なお、本案の1番から3番および12番については、鈴木委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願ひ審議いたします。

鈴木委員の退席を求めます。

(午後3時50分 鈴木委員退席)

**○水代会長** これより、本案の1番から3番および12番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

**○水代会長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号の1番から3番および12番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第12号の1番から3番および12番については、承認することに決定いたしました。

鈴木委員の除斥を解きます。

(午後3時52分 鈴木委員入室)

**○水代会長** これより、本案の4番から11番および13番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

**○水代会長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号の4番から11番および13番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第12号の4番から11番および13番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第13号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の12ページを御覧ください。

議案第13号

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて

農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、流山市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を別紙のとおり見直すものとする。

令和5年3月10日提出

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、農業委員会等に関する法律に基づき定める農業委員会の活動の指針です。

指針については、当市では農業委員会制度が新制度にかわりました平成29年10月27日に策定され、令和2年に見直しを行いました。

今回は、当初の目標年度である令和5年3月を迎えたことと併せて、農業委員会法の改正に伴う内容見直しのため、令和5年度からの指針を策定するものです。

指針の見直しについては、総合農政検討委員会にて議論いただきました。

また、この指針を策定又は変更するときには、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないとされており、推進委員の皆様にも総合農政検討委員会に参加いただき、御意見を頂きました。

そのうえで、別紙のとおり「流山市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」を取りまとめましたので、内容を朗読させていただきます。

### 流山市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)

流山市農業委員会

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。)第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、農地等の利用の最適化を一体的に進めることができるよう、流山市農業委員会の指針を以下のとおり定める。

#### 第1 基本的な考え方

流山市では、土地区画整理事業や大規模な流通業務施設等の建設が進み、農地が減少する中ではあるが、江戸川流域での水稻や下総台地部を中心とした露地野菜栽培、施設園芸農業が行われている。

しかしながら、近年の社会情勢等の変化に伴い、農業従事者の高齢化や担い手不足、離農等により、今後の遊休農地の発生及び拡大が懸念される状況である。

このような現状を踏まえつつ、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知。以下「農水省通知」という。)や、千葉県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」も考慮した上で指針を策定した。

また、単年度の具体的な活動については、農水省通知に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

なお、この指針は令和8年度までの目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年を目安に検証・見直しを行うものとする。

## 第2 目標と推進方法及び評価方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1)遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	1号遊休農地		
		面積(B)	うち緑区分の 遊休農地面積	うち黄区分の 遊休農地面積
現 状 (令和4年4月)	365ha	4.1ha	1.40ha	2.70ha

※管内の農地面積:令和3年度耕地及び作付面積統計の数値

目 標 (令和8年度末)	既存の緑区分遊休農地:1.40ha解消
	既存の黄区分遊休農地:解消のための工程表作成
	新規発生 of 遊休農地の解消:前年度の利用状況調査で判明した緑区分遊休農地を解消

#### (2)遊休農地の発生防止・解消への推進方法

① 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査及び同法第32条第1項の規定による利用意向調査は、農業委員と推進委員が連携し、毎年実施する。

また、利用状況調査の実施時期にかかわらず、各委員が個々に農地の見守り活動を行い、遊休農地の発生防止や解消を図る。

② 既存の黄区分遊休農地の解消のための工程表作成にむけて、千葉県や市農業振興課、千葉県園芸協会(農地中間管理機構)等と協議を行う。

③ 利用状況調査の中で、「再生利用困難」(旧荒廃農地調査のB分類)に区分された土地については、現況に応じて「非農地判断」を行う。

### (3)遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の解消面積により評価する。

単年度の評価については農水省通知に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1)担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	農地利用集積面積 (B)	集積率(B/A)
現 状 (令和4年4月)	365ha	110ha	30.1%

	管内の農地面積 (A)	農地利用集積面積 (B)	集積率(B/A)
目 標 (令和6年度末)	(365ha)	(176ha)	(48.2%)
(令和8年度末)			48.2%

※令和6年度末の目標については、農水省通知に基づき令和4年4月に設定したもの

### (2)担い手への農地利用の集積・集約化への推進方法

- ① 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき設けられる「協議の場」に、農業委員会として参加する。
- ② 農業委員および推進委員は日々の活動を通じて、地域農業者の今後の営農意向や農地の情報等の把握に努める。
- ③ 改正前の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定や、改正された農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用集積等促進計画を活用し、農地の集積・集約化を進める。
- ④ 市内の各地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整や更新時の利用権の再設定を推進する。  
また、受け手が少ない又は受け手がない地域では、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

### (3)担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法



担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率によって評価する。

単年度の評価については農水省通知に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (令和4年4月)	1経営体 (0.3ha)

※現状の数値は、平成31年度～令和3年度の3年間の実績値である。

目 標 (令和8年度末)	1経営体(0.3ha)の新規参入
	直近3年間の権利移転・設定の行われた農地面積の平均の1割以上について、農地所有者から新規就農者に対する貸付等新規参入者への貸付等について同意を得る。

#### (2) 新規参入の促進への推進方法

- ① 市農業振興課や県農業事務所等関係機関と連携し、参入希望者(法人を含む。)からの農地確保や参入手続き等に係る相談に対応する。
- ② 日々の委員活動を通じて、農業者の高齢化等による今後の営農意向や、農地の貸付意向、耕作放棄となりうる農地の情報の把握に努める。
- ③ 農業委員会が新規参入相談会等に参加することで、情報の収集に努めるとともに、機会を見て新規参入希望者への情報提供に努める。

#### (3) 新規参入の促進についての評価方法

新規参入の促進についての進捗状況は、新規参入数及び農地所有者から新規就農者に対する貸付等新規参入者への貸付等について同意を得た農地面積によって評価する。

単年度の評価については農水省通知に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」のとおりとする。

本案の御説明は以上です。

○水代会長 本案について、総合農政検討委員会委員長から報告を求めます。  
山崎委員長。

○山崎委員長 それでは、議案第13号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」御報告いたします。

本案につきましては、総合農政検討委員会を開催し検討を行いました。

また、農地利用最適化推進委員4名にも御参加いただき、農業委員会法に基づき御意見を伺いました。

「第1 基本的な考え方」については、指針策定にあたっての考え方を示しました。

続いて、2ページからの「第2 目標と推進方法及び評価方法」についてですが、「1. 遊休農地の発生防止・解消について」、「2. 担い手への農地利用の集積・集約化について」、「3. 新規参入の促進について」の3点について、事務局から説明のありましたとおり別紙のように指針案を作成しました。

御報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

続きまして、農地利用最適化推進委員会委員長から報告を求めます。

小林委員長。

○小林委員長 それでは、議案第13号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」御報告いたします。

先ほど、山崎委員長から報告がありましたとおり、総合農政検討委員会での審議に推進委員全員が参加いたしました。

その結果、推進委員全員が指針案に賛成いたしました。

農地利用最適化推進委員からの意見は以上です。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第13号について、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第13号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、報告第6号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の13ページをお開きください。

報告第6号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について  
生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

令和5年3月10日報告

今月の生産緑地の斡旋依頼は、5件です。

なお、番号の1番から3番および5番は、令和5年1月総会で、それぞれ「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」で御承認をいただきました方の農地です。

その他につきましては、生産緑地の指定から30年を経過したことにより、買取り申出があったものとなります。

議案案内図につきましては、23ページから26ページでございますので、併せて御参照ください。

今後、買取り申出から3か月が経過する日までに、買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地の買取り申出についての御報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第7号「合意解約の通知について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の15ページをご覧ください。

報告第7号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

令和5年3月10日報告

合意解約が行われました農地は、南にあります田3筆、谷にあります田3筆の計6筆、合計面積5,610平方メートルです。

合意解約通知書の受付日は、いずれも令和5年1月25日です。

議案案内図につきましては、27ページでございますので併せて御参照ください。

今月の合意解約の報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第8号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置につい

て」報告を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の16ページをお開きください。

報告第8号

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について  
農地法施行規則第53条第14号に規定する事業について、次のとおり事業計画書が提出されたので報告する。

令和5年3月10日報告

本件は、農地法の許可が不要な案件のうち、農地法施行規則第53条第14号にあります「認定電気通信事業者が設置する施設」については、農林水産省の通知により、事業計画書を提出することとなっているため、提出されたものです。

今回は、携帯電話の無線基地局の設置に係るものです。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の29ページと30ページにございます。

御報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○**水代会長** ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○**水代会長** 特にないようですので、次に進みます。

○**水代会長** 次に、報告第9号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の17ページをお開きください。

報告第9号

転用許可に伴う工事完了の報告について  
農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和5年3月10日 報告

今月の工事完了報告は2件です。

1番は、令和4年11月の総会で審議がなされ、令和4年11月16日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の31ページと32ページにございます。

2番は、令和4年7月の総会で審議がなされ、令和4年7月15日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の33ページと34ページにございます。

1番および2番につきましては、2月21日に金子孝博委員と小菅委員に現地を御

確認いただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第10号「農地所有適格法人報告書の提出について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の18ページをお開きください。

報告第10号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告書の提出について次のとおり報告する。

令和5年3月10日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されており、各法人より報告書を提出していただいています。

議案書に記載の柏市の法人についてですが、現在、決算作業が長引いており、提出に必要な貸借対照表の作成に時間を要するため、報告書の提出が遅れる旨、連絡がありました。

法人報告においては、売上高の確認が必要であるため、報告があり次第、小委員会での審議を経て、議案として取り扱う予定であります。

御報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第11号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の19ページをお開きください。

報告第11号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月10日報告

はじめに、1. の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、15件 92筆 面積53,106.42平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の20ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、届出はありませんでした。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が10件、マンションの区分所有が2件、鉱工業用地が1件、その他の建物施設用地が2件の計15件の届出がありました。

今月の専決処理の御報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和5年第3回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時20分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和5年3月10日

流山市農業委員会長

水代啓司

流山市農業委員会委員

山崎日出男

流山市農業委員会委員

矢口優子